

## 副会長として担当する部門の活動状況報告



日本弁理士会副会長 大西正悟

4月1日に平成15年度副会長としてスタートしてからあっという間に半年が過ぎました。私の担当している「日本弁理士会研修所」等について活動状況報告を行うとともに、今までのトピックメイキングな話題について報告します。

日本弁理士会の研修所には今年度も多数の部会が設けられておりますが、研修所の活動のうち、話題の多いIT研修、新人研修、常設研修、能力担保研修および基礎研修をピックアップしてそれらの活動状況を報告します。

まずIT研修ですが、「ヨーロッパ意匠法に関する研修会」について青木博通会員によるIT研修が9月25日から1ヵ月間に亘り弁理士会ホームページ上で配信されています。弁理士会のホームページからアクセスすれば、誰でも（弁理士会会員以外の人でも）自由に青木先生の講義をビデオ画面とテキスト表示を見ながら自宅でも研修を受けることができます。このIT研修によれば、研修スペースが不要で且つ受講者はパソコンの前で任意の時間に研修を受けることができるという利点があり、今後も活用したいと考えております。特に、昨今における弁理士試験合格者数の増加に応じて、新人研修は一度に多数の新規合格者が受講すると考えられるため、IT研修をその有力な手法として取り入れてもいいのではと考えています。

新人研修については、今回は前期および後期に分けるという新たな試みがなされました。内容詳細は省略しますが、基本的には前期研修（H15/1）において基本的な研修を行い、後期研修（H15/9）において実務のおよび応用的な研修を行い、受講生には

概ね好評であったようです。今年の弁理士試験の合格者は500名を越える状況にあり、新人研修の受講者の増加が予想されるため、来年の新人研修は東京会場については受講生を2クラスに分割して研修を行う等の対応が必要となると考えられます。さらに、上記IT研修も絡めてできる限り効率良く研修を行う必要があると考えられます。

常設研修は今年度初めて試みる研修で、今年度は拒絶理由対応実務等の研修を複数の講座に分けて行い、受講者はすべての講座を受講することは無論のこと、一部の講座のみをピックアップして受講することも可能としています。この研修は、おそらくある程度実務を積んだ弁理士が自分の苦手なものを受講することなどを考慮したもので、中堅弁理士の積極的な受講が望まれます。

能力担保研修も今年度から開始された研修で、特定侵害訴訟における訴訟代理人となることができる者（弁理士法第6条の2）となるべく、1300人あまりの希望者から選定された850名が東京、名古屋、大阪、中四国の4会場に分かれて受講しました。このうち、840名が45時間の講義受講と4起案の提出を完了し、814名が10月26日の試験を受けました。合格発表は12月25日に予定されており、合格者には今までにないクリスマスプレゼントとなることでしょうか。現時点では試験結果が予測できませんが、できる限り高い合格率となることを願っています。なお、研修所としては、平成16年1月28日（水）に、研修所25周年祝賀会、賀詞交歓会を兼ねて「特定侵害訴訟業務の付記弁理士誕生祝賀会」を開催する予定です。是非大勢の参加をお願いします。

能力担保研修は民法および民事訴訟法の基礎知識を有す者が受講するというのが前提であるため、これらの知識を習得することを目的として基礎研修を昨年度より開催しております。いずれも大学に依頼して民法30時間、民訴法30時間の研修を行うもので、今年度も既に一部開始されております。次年度以降に能力担保研修を受ける予定の人は、是非受講することを進めます。

私の副会長としての担当は、上記研修所に加えて特許委員会、特許制度運用協議委員会、福利厚生共済委員会があります。まず、特許委員会ですが、今年度は明細書のあるべき姿を検討するという大きなテーマを持って委員会活動が行われております。こ

こでは、出願人、弁理士、裁判所のそれぞれの立場から見て求められる明細書とは何かということを検討しており、今年度内に報告がでると思います。特許委員会はこれに加えて、特許法改正、特に審判制度改正の検討や、特許庁の特許戦略計画に基づく審査迅速化に対する協力の検討等、種々の検討課題を担当しています。特許制度運用協議委員会では、特許制度運用上での問題点について特許庁と協議を行うとともに、ペーパーレス出願制度についての改正内容等の検討が行われています。福利厚生共済委員会では、現在の共済システムがこのままで成り立つか否かの検討が行われています。